

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年3月24日（平成27年（行個）諮問第57号）

答申日：平成29年9月4日（平成29年度（行個）答申第84号）

事件名：本人が行った審査請求に関わる文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「審査請求人が平成20年特定月日付で申請した審査請求にかかわる全ての書類」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成26年10月28日付け東労発総個開第26-354号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

労災申請のため。

##### ア 黒塗りを付された全ての号証について

本件労災認定請求は現在最高裁判所に係属中である。労働保険審査会に提供された資料は、添付の答申書の趣旨に基づき、全て開示されるべきである。したがって、黒塗りを付された全ての号証の開示を求める。

イ 乙17, 19, 22, 24, 32, 62, 64, 67, 68号証について「不開示」とされた上記各号証の全面開示を求める。

##### <理由>

（ア）収集された資料・復命書・聴取書は労働者の立証に用立てられるべきである

労基署調査官は労働者の申請に基づいて実地調査を行い、資料を収集し、復命書・聴取書を作成する。それは労働基準法の立法趣旨

並びに労災保険法46～48条（立ち入り調査権，質問権，文書提出命令権等）の規定に基づいて行われるものである。

その際調査官は，「労災補償の請求を行っても，その疾病と業務との因果関係の証明が困難であったり，その証明に大きな負担を伴う（中略）被災労働者やその家族を救済するという立場」に立って調査を行うこととされている（平成10年3月1日発行，労働省労働基準局補償課編「上肢作業に基づく疾病の労災認定基準の解説」の23及び65頁）。

その理由は，「文字通りの立証責任を被災労働者に課すとすれば補償を受ける権利の実態を損なうおそれがあることから，（中略）雇用関係，作業歴，疾病の発症状況等請求理由に係る最小限度の疎明があれば，行政機関において補足的な調査を行う」（平成3年3月19日，労働省労働基準局発「基発第157号通達，業務上疾病の認定事務手引」の9頁）ことが調査官の任務だからである。

したがって，収集された資料・復命書・聴取書は，資料の収集が困難な立場にある労働者の立証の負担を軽減するために活用されなければならない。そのことは業務外の決定がなされた後も同様である。

以上の理由により，資料提供者による秘匿要請など特別な事情がない限り，原則開示されるべきである。本件不開示は立証を妨害するものである。

#### （イ）労働者に対する説明責任

労働基準法，労災保険法の労働者保護の立法趣旨に基づき，労基署長は「不支給の理由を的確かつ具体的に記載すること」を指示され，「処分の理由について説明を求められた場合には，法律上の根拠及びその解釈並びに医学的判断理由を説明し，請求人が当該処分理由を理解し得るよう努めること」とされている（平成13年3月30日，労働省労働基準局発「基発第237号通達，労災保険給付事務取扱手引」の90頁）。

黒塗りだらけの本件不開示処分は，説明責任の放棄であり，労働者の知る権利を著しく侵害している。

以上，上記各号証は法14条2号ただし書の「イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ，又は知ることが予定されている情報」「ロ 人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報」に相当する。

同様に，同条3号「ただし，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報を除く」

に相当するので、開示されるべきである。

ウ 以下の各号証は、法14条2号ただし書イ及びロ、もしくは同条3号ただし書に相当するので、付記の理由により黒塗り箇所を外すよう求める。

労基署長は調査官から提出された復命書並びに添付資料に基づいて業務上外の判断を行うのであるから、これを不開示とされれば、労働者は不服審査において労基署長の決定の根拠を知ることができず、十分な反論もできなくなる。これば労働者の知る権利、立証活動を行う権利の侵害であり、公平な不服審査を保証するためにも公開されるべきである。

(ア) 乙17号証：「会員名簿写」

<理由>

a 業務量の比較・立証のために必要

同証は「会員名簿」ではなく、上部に「発送先電話番号」「数量」「配達時間」と記してあるように、本件労災調査が開始された平成19年特定月当時に、定例注文分の発送依頼に使用されていたCSVファイル形式のデータである。他方、審査請求人が平成16年当時行っていた作業は、CSVファイルではなくエクセルファイルに一文字ずつ手入力したものである。

したがって、平成16年当時と平成19年当時の作業システムや作業量が異なることを把握できる証拠である。

不開示決定は労働者の知る権利を侵害し、立証を妨害するものである。

公平な不服審査を保証するために公開されるべきである。

b 復命書1に添付された資料NO. 5であること

同証は、当時既に特定事業場X（以下「特定事業場」という。）を退社していた審査請求人が事業所に立ち入ることが不可能なため、審査請求人に替わって労基署調査官が事業所に赴いて収集した資料で、復命書1に添付された資料NO. 5である。添付資料は復命書と一体のものであるから、復命書と同様の理由により開示されるべきである。

他の第三者の個人情報保護との均衡の観点から、仮に部分的に黒塗りを付す必要があるとすれば、労災認定の是非は労働者の生命・健康・生活に影響を及ぼすものである以上、その重要性に鑑み、個人名・住所・電話番号の一部に黒塗りを付せば足り、本件の如き全面不開示は過剰である。

(イ) 乙19号証：就業規則

<理由>

本件疾病が発症した当時、審査請求人は同証に基づいて就労しており、当時は閲覧することができた。しかし本件労災申請当時、既に退社していた審査請求人は事業所に立ち入ることは不可能なため、審査請求人に成り替わって調査官が事業所に赴いて収集したものであり、業務内容・業務量を立証するために必要な証拠である。

また同証は、原処分時の復命書1に添付された資料NO. 7であることが、復命書1に明らかである。添付資料は復命書と一体のものであるから、前記(ア) bと同様の理由により開示されるべきである。

不開示決定は労働者の知る権利、立証活動を行う権利の侵害であり、公平な不服審査を保証するためにも公開されるべきである。

(ウ) 乙23号証：会社追加資料

<理由>

労働保険審査会により開示された「乙23号証：会社追加資料」の枚数は8枚であるにもかかわらず、審査請求時の審査官からは5枚しか開示されていない。証拠隠滅の疑惑を感じざるを得ず、労働局はこの矛盾について説明すべきである。審査官が保有する資料は全て労働保険審査会へ提供されるものであるから、残る3枚を開示されたい。

少ない枚数の証拠に基づいてなされた平成21年特定月日付けA審査官決定は、事実認定の前提を欠き、無効と言わざるを得ない。

(エ) 乙24号証：合計6枚

a 乙24号証のうち、「B氏休暇経緯」と題する文書(2枚)。

<理由>

同証は特定事業場C特定役職が、労災であることを否定するために自ら労基署へ追加提出した資料である。したがって、非公開を条件にして提出されたものではなく、審査請求人が知ることを当然の前提として提出されたものである。また、審査請求人の同僚であったB氏が休業した経緯とその後の人員補充の有無は、本件労災の審査結果を左右する最重要問題である。

不開示決定は労働者の知る権利、立証活動に対する妨害であり、公平な不服審査を保証するためにも公開されるべきである。

b 乙24号証のうち、Cと休業中のBとのメールやり取り(2枚)。

<理由>

同証は、審査請求人の同僚であったB氏が休業中の平成16年特定月日aに、C特定役職がB氏に対して「いつ復帰できるのか」とメールで問い合わせ、同年特定月日bにB氏が「まだ復

帰できない」旨、返事をしたものである。

その内容は、会社がB氏の代わりにの人員を補充せず、審査請求人の業務量を増加せしめた証拠となるものである。

当時、審査請求人はC特定役職から同メールを見せて貰い、B氏の復帰が遅くなることの説明を受けた。したがって、同メールは不開示とされる理由はなく、B氏の補充が行われていなかったことが明白となることを恐れる労働局の都合により不開示とされているにすぎない。不服審査における立証活動を保証するためにも公開されるべきである。

c 乙24号証のうちB診断書1枚。B休業理由書1枚。

<理由>

審査請求人は当時既に同証をB氏から提供され、調査官に提出済である。それは乙60号証に含まれていることから明らかである。また、裁判証拠としても提出済である。したがって、審査請求人が既に所有していることが明らかであるため黒塗りする必要はない。

d 乙32号証：特定事業場Y勤務関係資料写

(内訳：特定事業場Y1枚。同座席配置図1枚。特定事業場Z上司3名の名刺。特定事業場Y内写真11枚)

(a) 組織図，座席配置図，上司3名の名刺

<理由>

当時審査請求人が勤務していた部署の組織図，少人数の社員の座席配置図，直属の上司3名の名刺であり，黒塗りする必要がない。仮に名刺を黒塗りにするのであれば，乙10号証及び乙25号証と同様に電話とメールアドレス部分のみを黒塗りにすれば足りる。

(b) 特定事業場Y内写真11枚

<理由>

当時審査請求人が勤務していた部署の写真であり，審査請求人が知り得ていたものであり黒塗りする必要がない。既に裁判において特定事業場の社内写真（乙18号証）は開示されており，特定事業場Yの本号証のみを「不開示」とする理由は存在しない。仮に写真内の個人が特定されることを恐れるのであれば，目の周り部分のみを黒塗りにすれば足りる。

(オ) 乙62号証：特定事業場Bからの聴取書

<理由>

聴取書の末尾に添付された，労基署調査官の筆跡による「聴取終了後」「特定数字i」と書いた書面の全面開示を求める。

同書面は、調査官がB氏の居住地に出向いて聴取を行った後に感想もしくはコメントを記したものであり、実地調査復命書に該当する。「各保険給付支給請求書について、実地調査を行ったときは、実地調査後遅滞なく調査事項について実地調査復命書を作成すること。関係者の出頭等を求め、関係帳簿等について調査した場合においても実地調査に準ずるものとして実地調査復命書を作成すること。」（平成13年3月30日、厚生労働省労働基準局長発、基発第237号通達「労災保険給付事務取扱手引」69頁。平成26年改正後の現手引書も同様の趣旨）と指示されていることがその証左である。

復命書は労災申請に基づき、申請労働者に成り替わり実施されたものである以上、申請者本人に対して開示されなければ、労働基準法・労災保険法の立法趣旨が損なわれる。

(カ) 乙64号証：特定事業場Z元上司Dからの聴取書

<理由>

聴取書に添付された、労基署調査官の筆跡による「特定数字ii」と書かれた写真2枚が不開示とされているため、開示を求める。

同写真は、審査請求人が勤務していた部署を実地調査した際に撮影されたものであり、黒塗りする必要がない。特定事業場の社内写真（乙18号証）は開示されており、本号証のみを「不開示」とする理由は存在しない。

仮に写真内の個人が特定されることを恐れるのであれば、目の周り部分のみを黒塗りとすれば足りる。

また、同証には審査請求人が提出した労災自己意見書（「特定事業場Zでの私の意見書」）が添付され、その上部余白にはD氏とE調査官の割印がある。これは調査官が第三者のD氏へ閲覧させた証である。また、D聴取書にも閲覧させた記述がある。

その一方で、審査請求人に対しては、東京労働局は「東労発総個関第26-354」の「2 不開示とした部分とその理由」において、「さらに、当該保有個人情報には、開示請求者以外の特定個人（第三者）から聴取・確認した内容等に係る記述が記載されており、これらは労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報であり、同条7号柱書きに該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。」と通知をしてきた。

審査請求人が提出した労災自己意見書は個人情報に当たる。（基労発1227号第1号平成22年12月27日ほか）

第三者のD氏に対して審査請求人の個人情報を閲覧させておきな

から、審査請求人に対しては黒塗りにすることは矛盾極まりない。労働局はこの矛盾について、法的根拠に基づいて説明すべきである。なお、D氏だけでなく全聴取人5名に対して同様の聴取方法が行われている。

(キ) 乙67号証：会員登録受付簿及び追加注文受付簿，解約受付簿写  
＜理由＞

同証は審査請求人の依頼に基づいて調査官が収集した資料であり，調査結果復命書（乙9号証）に添付された資料NO. 8である。添付資料は復命書と一体のものであるから，前記（ア）bと同様の理由により開示されるべきである。

また，仮に会員の個人名等の個人情報部分に部分的に黒塗りを付さなければならぬとしても，備考欄に書かれた「東京」「キャンペーン」「返品」などの記述は黒塗りにする理由が存在しない。「東京」「キャンペーン」などの記述は「特定の個人を識別できる」には該当しない。また，「当該法人の営業上の秘密事項にかかる情報等」にも該当しない。開示されるべきである。

エ 平成19年特定月日の復命書の開示を求める

＜理由＞

本件労災調査において，発症元である特定事業場に対する実地調査は2回行われたが，平成19年特定月日に行われた2回目の実地調査の復命書が開示されていない。（乙9号証の調査結果復命書の別紙第1の2の（2）に同日に実地調査の記載がある）

乙67及び68号証は，同日の実地調査において収集されたものである。

前記ウ（オ）に記したように，通達には「実地調査を行ったときは，実地調査後遅滞なく調査事項について実地調査復命書を作成すること。」とされており，復命書が存在しないことはあり得ない。

同日の調査の結果として，乙59号証（Bさんが腰痛休業後に私1人で行った業務の帳票）の余白に，「各資料にFの筆跡が無い」との調査官のメモ書きが記されている。これは，F氏が休業したB氏の代わりに就労していたか否かという，本件業務上外結果を左右する重大証拠である。

このように，同日の調査は本件審査にとって重要な位置を占めていたのであるから，その結果たる復命書が請求労働者に示されなければならないことは，労働基準法・労災保険法の趣旨からして当然のことである。本来あるべき復命書の開示を求めるものである。仮に，不開示または不存在とするならば，Fが就労していなかった事実が明るみに出ることを恐れた，労基署もしくは労働局の誰かが隠蔽し

たとしか考えられない。なぜなら、前記乙59号証も同様に隠蔽されたまま、本件不支給決定が行われたからである。

また、本来あるべき復命書を欠いたまま審理が行われ、決定された平成21年特定月日付けA審査官決定は前提を欠き、無効といわざるを得ない。

オ 原本閲覧の仕方に対する不服申立て

<理由>

審査請求人は、「写しの交付」の方法により開示請求を行ったため、A4版約2000枚に及ぶコピーの交付を受けた。しかし交付された「写し」の中には、コピー濃度が薄いため記載されている文字を判別できないものが数多く存在した。そのため審査請求人は、内容をより正確に把握するため原本の閲覧を請求した。

しかし審査請求人は頸肩腕障害に罹患しており、交付された約2000枚のコピーと、それと同数の原本の両方を手指でめぐりながら比較する作業を一人で行うことは極めて苦痛、かつ困難であった。そのため、審査請求人は紙片をめくる作業を手伝って貰うため、友人の同席を願い出た。友人は後続請求に関する不服審査の代理人であり、既に交付されていた「写し」を全て閲覧済であった。

それ以前に原本閲覧を行った際には、労働局は紙片めくり作業を行うため友人が同席することを許可していた。しかし、突然東京労働局は、法14条により「本人に限り開示できる」ことになっており、同席は法違反に当たるとして友人の同席を拒否した。審査請求人は、『法14条は「開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない」と記しているのみで、本人が同意した介助者の同席を否定するものではない。しかも介助者は既に写しを閲覧済であり、写しは原本をそのままコピーしたものと労働局は言うのであるから、原本と写しに内容の相違はないので同席を拒否する理由はない』と反論したが、受け入れられなかった。

審査請求人は、『友人は原本の中身を解読できないよう、机を隔てた反対側の原本を上下さかさまに見る位置に座り、かつ、原本に視線を向けず紙片めくり係に徹する。しかも、閲覧中は労働局の職員が隣に座って終始監視しているのであるから、友人が原本を閲覧する恐れが生じた場合は退室命令を出すことができる。その場合は命令に従う』と申し出たが受け入れられなかった。

このような措置は、法の趣旨に著しく反する取扱いであり、行政の円滑な運営、人件費の節約という観点からも是正されるべきである。

(添付資料省略)

(2) 意見書1



はじめに

諮問庁の不開示措置には明確な理由が無く、もしくは理由不明でありますので、以下意見を申し述べます。

なお、本件は、労基署の調査官が審査請求人の労災申請書や意見書のコピーを事業主に提供し、同コピーが事業主を通じて他者に流出された事例です。また、調査官は、審査請求人が提出した意見書や証拠を5名の聴取対象者全員に閲覧させた上で聴取を行ったことが聴取書で明らかになっています。

労災申請書や意見書は、諮問庁により法に基づき、「重要度の高い書類等」として外部漏えいがないよう厳正に管理するよう指示されております（平成22年12月27日付け、基労発1227第1号通達「労災保険関係書類等のリスク評価に基づく対策の導入について」）。

審査請求人の（保護されるべき）個人情報や会社役員や関係者に開示しておきながら、一方で審査請求人に対しては「企業情報の保護」、「聴取対象者の個人情報保護」等を理由に秘匿する諮問庁の姿勢は、その時々で理由を便宜的に使い分けるもので、行政庁の取るべき公正性に著しく反しています。

労災の審査機関において、このような偏向した開示姿勢が維持されるならば、労働者は、調査において収集された証拠資料や証言の全容を知ることができないため、不支給理由を真に理解することはできません。その結果、不服申立てにも齟齬をきたすこととなります。不服申立ての相手である労基署側は全ての証拠を保有し、片や、不服申立てをする労働者には黒塗りにされている現状は、労働者に最初からハンデを強いるもので、不公平この上ありません。

このような状態が放置されれば、労働者の不服申立てをする権利、ひいては労災申請する権利は、損なわれ続けることとなります。

以下、資料名に沿って具体的に記しますので、諮問庁においては不開示措置を改めるか、なおも不開示を維持する場合は、単に法律条文の羅列でなく、具体的な理由を明らかにするよう求めます。

ア 会社追加資料（乙23号証）について：文書番号28

8枚あるべきところ5枚しか開示されていない。不足する3枚の開示を求める。

<理由>

審査請求人が再審査請求時の資料を開示請求したところ、同証は合計8枚が開示された。原本は一つであるため、下級審（審査官）と上級審（審査会）で枚数が異なることはあり得ない。事業主から提出された真の枚数の開示を求める。開示しない場合は、その理由を具体的に明らかにするよう求める。

仮に、「保有していない」とすれば、それは特定の頁が意図的に抜き取られたとしか考えられないので、そのような事態が生じた理由の説明を求める。

イ 乙17, 19, 23, 24, 32, 62, 64, 67, 68の各号証について（添付資料参照）

上記各号証は、復命書に添付もしくは記載されている資料であるため開示を求める。

<理由>

(ア) 労働者の労災申請をする権利、不服申立てをする権利

復命書の作成について諮問庁は次のように指示している。

『各保険給付請求書について実地調査を行ったときは、実地調査後遅滞なく調査事項について実地調査復命書を作成すること。関係者の出頭を求め、関係帳簿等について調査した場合においても実地調査に準ずるものとして実地調査復命書を作成すること。』

なお、実地調査復命書は、各労働局において定めた適宜の様式とするが、復命書には調査に際して収集した資料等を添付すること。また、当該保険給付支給請求書の決済に当たっては、上記の実地調査復命書を添付して決済を受けること。』（平成13年3月30日付け、基発第237号通達「労災保険給付事務取扱手引」の69頁。その後改訂された通達も同様）。

このように、労災調査官は、事業場等の実地調査を行った場合は必ず復命書を作成し、収集した資料を添付しなければならないことになっている。そして、復命書に添付もしくは記載された資料は、復命書と一体のものとして労基署長に報告され、労基署長はそれに基づいて、業務上外の判断・決定を行っている。

したがって、労働者が決定の根拠を知るためには、その基となった復命書並びに添付資料を見ることが不可欠である。不服申立てをする場合も同様で、それらの資料を把握することなしには、十分な主張・立証、不支給決定に対する反論のしようがない。

したがって、上記各号証の開示を求めるものです。

(イ) 調査官が収集した資料の位置付け（労基法並びに労災保険法の立法趣旨によるものであること）

申請人は平成26年12月22日付けの本件申立書の2（上記（1）イ）において、①調査官は労基法並びに労災保険法の立法趣旨である「労働者保護」の立場から、申請労働者に成り替わって事業場等の実地調査を行い、各種資料を収集するものであること、②したがって、収集された資料等は、資料の収集が困難な立場にある労働者の立証の負担を軽減するために活用されなければならないこ

とを指摘した。

また、労基署長は、「不支給の理由を的確かつ具体的に記載すること」、「処分の理由について説明を求められた場合には、法律上の根拠及びその解釈並びに医学的判断理由を説明し、請求人が当該処分理由を理解し得るよう努めること」（前記基発第237号通達の90頁）が義務付けられている。

労働者が不支給決定に不服の場合は、行政不服審査法に基づいて、審査請求・再審査請求・行政訴訟ができる法構成となっており、その際には、不支給決定の基となった資料を知ることが不可欠である。開示されなければ、労働者は反論のしようがなく、不服審査や行政訴訟の攻防において、いわば素手で闘うことを強いられてしまう。

したがって、題記の各資料は、労働者の知る権利の面から、また、不服申立制度の法構成の面からも、法14条2号の「イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当する。

そして、そもそも労災保険制度は、「人たるに値する生活を営むため」（労基法1条）に、「労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をする」（労災保険法1条）ことを目的として設けられているのであるから、法14条2号ただし書の「口 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」であり、また、同条3号「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く」に相当することは明らかである。

諮問庁は、この点について何ら回答せず、法の条文をただ並べるのみである。

なお、この点に関連して、貴審査会の平成20年8月7日付け答申書（平成20年度（行個）答申第95号）が既出されております。

ウ 以下の各号証について、上記イの理由をもってしても、なおも諮問庁が開示を拒む場合は、付記の個別理由により開示を求める。

（乙17, 19, 24, 32, 62, 64, 67, 68号証に関して：添付資料参照）

上記イで述べたように、上記各号証は、いずれも法14条2号のイ及び口、もしくは同条3号ただし書に相当する。仮に、上記理由に優先して保護すべき個人情報があるとすれば、当該部分の個人名、企業名等の一部を黒塗りにすれば足りるのであって、本件の如き全面不開示は過剰である。

この点諮問庁は、各号証が各々法14条2号、3号のイ及び口、7号に該当するため不開示としており、審査請求人と見解が対立して

いるが、諮問庁の理由説明書は法律条文を記しているだけで、各号証のどの箇所がどのような理由で条文に該当するのか具体的な記載は一切ない（この点については次項「エ」で述べる）。

(ア) 乙17号証：「会員名簿写」（文書番号23：「発送先リスト」と記されているもの）

<理由>

同証は、調査官が審査請求人の業務内容・業務量を把握するために収集したもので、「会員名簿」ではなく、上部に「発送先電話番号」「数量」「配達時間」と記してあるように、定例注文分の発送用データである。したがって、審査請求人の業務内容・業務量を把握するために必要な資料として復命書にも添付され、労基署長に報告された。

審査請求人にとっても、審査請求人の業務内容・業務量を立証するために不可欠な資料であり、公平な不服審査を保証するためにも公開されるべきである。

不開示決定は労働者の知る権利を侵害し、不服審査における立証活動を妨害している。

仮に、第三者の個人情報保護との均衡の観点から、部分的に黒塗りを付す必要があるとすれば、労災認定の是非は労働者の生命・健康・生活に影響を及ぼすものである以上、その重要性に鑑み、個人名・住所・電話番号等の一部に黒塗りを付せば足りる。本件の如き全面不開示は過剰である。

(イ) 乙19号証：就業規則（文書番号25）

<理由>

本件疾病が発症した当時、審査請求人は同証に基づいて就労しており、当時請求人は手元に有し、いつでも見ることが可能だった。しかし本件労災申請当時、既に退社していた審査請求人は事業所に立ち入ることは不可能であったため、審査請求人に成り替わって調査官が事業所に赴いて収集したものである。就業規則は、労働時間や休日・休暇等の労働条件全般を規定しており、審査請求人の就労状況を把握・立証するための基礎となる資料である。そうであるからこそ、復命書に添付され、署長にも報告された。

したがって、不開示とすることは、立証活動の妨害であり、公平な不服審査を保証するためにも公開されるべきである。

(ウ) 乙24号証：合計6枚

a 乙24号証のうち、「B氏休暇経緯」と題する文書2枚（文書番号29）

<理由>

B氏がどのような経緯で腰痛を発症して長期休暇を取得することになったか、また、B氏の替わりの人員補充がなされたか、が本件審査の最大焦点であった。本件調査の冒頭、調査官は審査請求人が提出した労災申請書と労災発生状況意見書のコピーを、事業主である特定事業場C特定役職に手交したため、それを読んだC氏が労災であることを否定するため、自ら労基署へ追加提出した資料が同証である。

調査官は同証等を基に、審査請求人の業務が過重ではなく、また、B氏の代替要員としてFが採用され、就労していたと判断し、その旨署長に報告した。したがって同証は、本件労災審査にとって最重要な資料の一つであり、不開示とすることは労働者の知る権利、立証活動に対する妨害である。公平な不服審査を保証するためにも開示されるべきである。

- b 乙24号証のうち、Cと休業中のBとのメールやり取り2枚（文書番号29）

<理由>

同証は、審査請求人の同僚であったB氏の休業中に、C特定役職が「いつ復帰できるのか」とメールで問い合わせ、B氏が「まだ復帰できない」旨返答したもので、事業主がB氏の替わりの人員を補充せず、審査請求人の業務量を増加せしめた証拠となるものである。不服審査における立証活動を保証するためにも公開されるべきである。

- c 乙24号証のうちB診断書1枚。B休業理由書1枚（文書番号29）

<理由>

審査請求人は当時既に同証と同様のコピーをB氏から提供され、調査官に提出済である。それは乙60号証に含まれていることから明らかである。また、裁判証拠としても提出済である。したがって、審査請求人が既に所有していることが明らかであるため黒塗りする必要は全くない。

「請求人が既に保有しているのであれば、開示請求する必要がないではないか」との諮問庁による反論が考えられるが、その反論は当たらない。審査請求人が提出した証拠の信憑性を、裁判等の場で諮問庁が認めていないため、諮問庁自身の手で開示される必要があり、それは労災申請をした労働者が不服申立てをする権利に含まれるものである。

- (エ) 乙32号証：特定事業場Y勤務関係資料写

（内訳：特定事業場Y組織図1枚。同座席配置図1枚。特定事業

場Z上司3名の名刺。特定事業場Y内写真11枚)

a 組織図，座席配置図，上司3名の名刺（文書番号34）

<理由>

当時審査請求人が勤務していた部署の組織図，社員の座席配置図，直属の上司3名の名刺と思われるが，審査請求人が所内に立ち入ることができなかつたため，調査官が訪問して収集したものであり，黒塗りにする必要がない。仮に名刺を黒塗りにするのであれば，他の名刺類（乙10号証及び乙25号証）と同様に電話とメールアドレス部分のみを黒塗りにすれば足りる。

b 特定事業場Y内写真11枚（文書番号35）

<理由>

当時審査請求人が勤務していた部署の写真であり，審査請求人が知り得ていたもので黒塗りする必要がない。特定事業場の社内写真（乙18号証）は開示されており，特定事業場Yの当該写真のみを「不開示」とする理由は存在しない。

審査請求人にとっては，上肢障害をもたらす作業内容や作業姿勢（机の高さ，パソコンや加算器の種類・形状，棚の高さや書類の重量，運搬形態等による有害要因の有無）を立証するために必要なものである。

仮に写真内の個人が特定されることを恐れるのであれば，目の周囲等を黒塗りにすれば足りる。

(オ) 乙62号証：特定事業場Bからの聴取書（文書番号47）

<理由>

聴取書の末尾に添付された，労基署調査官の筆跡による「聴取終了後」「特定数字i」と書いた書面の全面開示を求める。

同号証の25枚目は，調査官がB氏の居住地に出向いて聴取を行った後に感想もしくはコメントを記したものであり，実地調査復命書に該当する。前記「イ（ア）」で述べたように，実地調査を行ったときは，遅滞なく復命書を作成することが義務付けられており，調査官の感想もしくはコメントを見ることができなければ，労働者は労基署長の決定の根拠を知りようがない。

同証について諮問庁は，「開示された場合には，被聴取者が，不当な干渉を受けることが懸念され，審査請求人以外の個人の権利利益を害する恐れがあるため不開示とする」（理由説明書の（2）イ（ア）b，（エ）a）旨述べているため，当該部分には審査請求人にとって不利な内容が記されていることが推察される。

しかし，本件調査において調査官は，審査請求人のパソコンタッチ数や電話対応件数等の数値資料収集が困難なため，関係者からの

聴取を主体とする調査を行い、「Bの申述」を採用した結果不支給と判断したことが明らかになっている（乙10：「事業場実地調査復命書（1）」の6枚目。労基署長の意見書：特定文書番号（添付の資料番号1））。しかし、「Bの申述」のどの部分が採用されたのか、審査請求人は一切知らされていない。

したがって本件において、審査請求人が不支給理由の根幹を知るためには、当該部分を知ることが不可欠であり、それを知らなければ、不服審査や行政訴訟の過程において、不支給決定に対して十分な反論ができようもない。

以上の理由により、復命書並びに復命書に添付された聴取書と一体のものである当該部分は開示されなければならない。

（カ）乙64号証：特定事業場Z元上司Dからの聴取書（文書番号49）

#### <理由>

聴取書に添付された、労基署調査官の筆跡による「特定数字ii」と書かれた写真2枚が不開示とされているため開示を求める。

同写真は、審査請求人が勤務していた部署を調査官が実地調査した際に撮影したものであるから、黒塗りにする必要がない。特定事業場の社内写真（乙18号証）は開示されており、本号証のみを「不開示」とする理由は存在しない。仮に写真内の個人や企業秘密等が特定されることを恐れるのであれば、目の周囲等写真の一部を黒塗りにすれば足りる。

また、同証には審査請求人が提出した労災自己意見書（「特定事業場Zでの私の意見書」）も同時に添付され、その上部余白にはDとE調査官の割印がある。これは調査官が第三者のD氏へ審査請求人の個人情報を読覧させた証であり、D氏の聴取書にもその旨が記されている。

その一方で諮問庁は、審査請求人に対しては、「当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」、「行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で、任意に提供された」、「開示請求者以外の特定個人（第三者）から聴取・確認した内容等に係る記述が記載されており、これらは労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」等を理由に不開示としている。

第三者のD氏に対して審査請求人の個人情報を閲覧させておきながら、審査請求人に対して黒塗りにすることは矛盾極まりなく、諮問庁の主張はダブルスタンダードそのものである。なおも不開示を

維持するのであれば、調査時には審査請求人の個人情報を読覧させることに問題はなく、個人情報開示時には不可とする矛盾について法的根拠を説明すべきである。D氏だけでなく全聴取対象者5名に対して読覧させていることから、諮問庁の釈明を求める。

(キ) 乙67号証：会員登録受付簿及び追加注文受付簿、解約受付簿写（文書番号52～56）

<理由>

同証は同僚のBと審査請求人が業務で作成した資料であり、審査請求人の業務内容・業務量を示す資料として、審査請求人の依頼に基づいて調査官が収集した。したがって、労災審査において欠かせない資料である（不服審査においても同様である）。

また、調査官はこの資料を基にFがBに替わって採用され、就労していたと判断し、本件疾病を業務外と判断したことが明らかになっている（乙9：調査結果復命書5枚目）。しかし、黒塗りにされているため、審査請求人の業務の実態や、Fの筆跡等を判別しようがない。黒塗り措置は審査請求人の労災申請をする権利、不服申請する権利を損なっている。

仮に会員の個人名等に黒塗りを施さなければならないとしても、備考欄の「東京」「キャンペーン」「返品」などの記述は黒塗りにする理由が全くない。「東京」「キャンペーン」などの記述は「特定の個人を識別できる」ものでなく、「当該法人の営業上の秘密事項にかかる情報等」にも該当しない。とりわけ備考欄の記載は、審査請求人の業務内容の煩雑さ・業務量の実態を示すもので、労災審査・不服審査において欠かせない部分であるため開示を求める。

(ク) 乙68号証：特定事業場xのファクシミリ（文書番号58, 59, 61, 63, 65, 67, 69, 71, 73）

<理由>

同証は、当時、特定事業場xの担当者が審査請求人に送付したファクシミリである。黒塗り部分には、その日に審査請求人が特定事業場xに送った帳票名が記されており、審査請求人の業務の実態を示すものである。しかし、黒塗りにされているため業務の実態を判別しようがない。黒塗りは審査請求人の労災申請をする権利、不服申立てをする権利を損なっている。

エ 諮問庁による法条文引用の不備

上記ウの各号証について、諮問庁は、各々法14条の2号、3号のイ及びロ、7号に該当するため不開示としているが、ただ法律条文を記しているだけで、各条項の除外規定に抵触しない理由については一切明らかにしていない（理由説明書に添付された表もまた同様



である)。

例えば、法14条2号主文では、「特定の個人を識別することができるもの」「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示義務が免除されているが、「イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 公務員等の職務の遂行に係る情報」は免除規定から除外されており、諮問庁に開示義務が科せられている。

すなわち、不開示理由を示すためには、主文の2つの免除規定のうちのいずれに該当するのかわを示した上で、なおかつ、本件の場合除外規定のイ及びロのいずれにも該当しないことを明示しなければならない。各号証毎に、「どの部分に、どのような内容が書かれているから、どのような理由で除外規定のイ及びロにも該当しない」旨を諮問庁は具体的に説明しなければならないのである。

それを怠っている以上、諮問庁の不開示理由は理由たり得ない。かかる諮問庁の情報開示に係る姿勢は、およそ「労働者保護」機関としてあるまじきものと言わなければならない。とりわけ労災の決定に対しては、行政不服審査法の規定により、審査請求・再審査請求・行政訴訟という道筋が予見され、原処分決定に際して用いられた資料が吟味されなければならない以上なおさらである。

他の条項についても同様であり、乙67、68号証等のように、黒塗りが施されては、審査請求人には条文のどの規定に該当するか判別のしようがなく、全面黒塗りの乙32の11～22枚目、乙62号証の25枚目等に至っては、類推することすら困難である。  
(添付資料参照)

したがって、上記ウの各号証について、諮問庁は、単に法の条項を記すだけでなく、各条項の除外規定に該当しない理由について、各号証毎に具体的に明示するよう求める。また、理由説明書の2の(2)のウに記された各号証について、「開示しないとの条件で任意に提供されたもの」であることの証拠の提出を求める。証拠がなければ、諮問庁の不開示理由は、理由たり得ないからである。

なお、諮問庁が各号証毎の除外規定に該当しない具体的な理由を明らかにした後に、審査請求人はその各々について具体的な意見を述べる所存であります。

オ 平成19年特定月日の実地調査復命書について

同日の実地調査に関する復命書が開示されていないため開示を求め

る。

<理由>

同日に特定事業場の実地調査が行われたことは、調査結果復命書（乙9号証）2枚目の記載から明らかである。また、乙67及び乙68号証がその際収集されたことが、調査官による受付印から明らかである。

前記したように、調査官が実地調査を行ったときは、必ず復命書を作成することが義務付けられており、復命書が存在しないはずはない。したがって、同日の復命書とそこに添付された資料の開示を求める。

「現在保有していない」とすれば、元々作成されなかったのか、隠蔽もしくは廃棄されたのか、「保有していない」理由について説明するよう求める。

カ 原本閲覧の仕方に対する不服申立ての件

諮問庁は、題記について何ら回答していないため、諮問庁の回答を求める。

<理由>

審査請求人は、「写しの交付」の方法により開示請求を行ったため、A4版約2000枚に及ぶコピーの交付を受けた。しかし交付された「写し」には、コピー濃度が薄いため記載されている文字を判別できないものが数多く存在した。そのため審査請求人は、内容をより正確に把握するため原本の閲覧を請求した。

その際、審査請求人は頸肩腕障害が治癒しておらず、約2000枚のコピー、及びそれと同数の原本の両方を両手指でめくりながら比較する作業を一人で行うことは極めて困難、かつ苦痛を伴う作業であったため、紙片めくりを手伝って貰う友人の同席を願い出た。友人は不服審査の代理人でもあり、既に交付されていた「写し」を全て閲覧済であった。

しかし東京労働局は、それ以前に原本閲覧を行った際には、紙片めくりを手伝うため友人の同席を許可していたにも関わらず、平成26年特定月以降、突然友人の同席を拒否した。その理由は、法14条により「本人に限り開示できる」ことになっており友人の同席は法違反に当たる、というものであった。

審査請求人は、『法14条は「開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない」と記しているのみで、本人が同意した介助者の同席を否定するものではない。しかも介助者は既に写しを閲覧済であり、写しは原本をそのままコピーしたものと労働局は言うのであるから、原本と写しに内容の相違はないので同席を拒否

する理由はない』と反論したが、受け入れられなかった。

審査請求人は、『友人は原本の中身を解読できないよう、机を隔てた反対側の原本を上下さかさまに見る位置に座り、かつ、原本に視線を向けず紙片めくり係に徹する。しかも、閲覧中は労働局の職員が隣に座って終始監視しているのであるから、友人が原本を閲覧する恐れが生じた場合は退室命令を出すことができる。その場合は命令に従う』と申し出たが、それも受け入れられなかった。

このような措置は、法の趣旨に著しく反する取扱いであり、行政の円滑な運営、人件費の節約という観点からも是正されるべきである。  
(添付資料省略)

### (3) 補充意見書 1

審査請求人から補充意見書 1 が当審査会宛てに提出（平成 27 年 10 月 6 日）された。（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）

### (4) 補充意見書 2

本件に関して、新たな事実等を知ることができましたので、ここに意見を補充致します。なお諮問庁は、号証番号とは別に独自に文書番号を附していますが、私は、東京労働局から開示されたものは号証番号のみであり、どれが文書番号に該当するのか憶測で回答できませんので号証番号で意見書に述べます。

はじめに

私は本件（平成 27 年（行個）諮問第 57 号）の個人情報開示請求を行った後に、再審査請求の資料について労働保険審査会に対し個人情報開示請求を行いました。

すると、労働保険審査会から開示された再審査請求の資料は、本件諮問 57 号の資料と複数の箇所が開示された資料枚数に相違があることが分かりました。

そもそも、東京労働局からは、開示請求した資料（本件諮問 57 号）が「これです」と渡されたのですから、私は後に行った個人情報開示請求で労働保険審査会から開示された資料枚数と相違するなど考えてもみませんでした。

しかし本件では、下級審の審査請求時での資料（本件諮問第 57 号）が開示されなかったというのに、上級審の再審査請求時に突然資料が開示されたり、またその逆で、審査請求時に開示された資料が突然再審査請求時に開示されない事態が発生しています。

労災資料の原本は 1 つであり、しかも審査請求時の号証と再審査請求時の号証も同一です。資料の抜き取りは証拠の隠蔽に繋がります。

別表 1 に示した 19 個の号証番号箇所について、開示を求めると共に、

なぜ枚数が相違したのか理由の釈明を求めます。

- 枚数が相違している号証について開示及び相違した理由の釈明を求める（添付の表1参照。記載省略。）

添付の表1に記した号証について、開示された枚数が原処分時・審査請求時・再審査請求時の各々で異なっています。各審査の段階で枚数が異なるのでは、どの段階の資料と枚数が正しいのか判断が付きません。また、真の資料と枚数は隠蔽され、いずれの段階においても何らかの意図的調整が行われているという疑念を捨てきれません。

枚数が相違している号証について、乙第2号証の「療養（補償）給付等不支給決定並びに通知について」、にて一例を述べます。

乙第2号証は、E調査官が私の労災請求の、療養（補償）給付が不支給となったことを、審査請求人以外の特定事業場に通知してよいかという起案文書で、そこにはG課長、H次長、I署長の決裁印がなされているものです。しかし、ここで注目したいのは、労災請求人は私であり、その個人情報審査請求人以外に通知するという起案をし、それに対して上司や署長が決裁をしていることです。

東京労働局は乙第2号証として、「療養（補償）給付等不支給決定並びに通知について」が1枚のみとして開示しました。

諮問庁もまた、貴審査会に対して、「府情個第1276号平成27年4月9日」に理由説明書の別表の対象文書名「乙2 療養補償給付不支給決定通知」として、不開示を維持する部分に「なし」と回答してきました。

ところが、その後私が平成26年12月に労働保険審査会に対して労災再審査請求棄却に関する全ての書類について個人情報開示請求をすると、労働保険審査会は、乙第2号証の1枚目として「療養（補償）給付等不支給決定並びに通知について」（添付資料の1枚目）、2枚目として、特定事業場宛の「療養（補償）給付等不支給決定について（通知）」という資料を開示しました（添付資料の2枚目）。本当は2枚目の資料も存在していたのです。労災資料の原本は1つであり、しかも審査請求時と再審査請求時の号証番号が同一であるにもかかわらず、下級審の審査請求時で資料が1枚しか開示されず、上級審の再審査請求時で突然資料が2枚開示された事実です。しかも、労働保険審査会で開示された2枚目の資料は、私の労災請求を特定事業場宛に「不支給決定したのでお知らせします。」として、私の個人情報を本人以外に通知した文書です。

東京労働局がこの資料を抜き取った所業は、私の個人情報を本人以外に通知した証拠資料であるために、故意に抜き取って、存在自体

を無かったことにした結果以外にあり得ません。資料の抜き取りは、証拠の隠蔽に繋がり許されることではありません。

したがって、以下の措置を求めます。

- ① 添付表1の各号証について、保有している全枚数を開示すること。
- ② 保有していない等の理由で開示できない場合は、その理由について調査の上説明すること。
- ③ 調査をした結果、最終的に各審査段階において枚数が異なる事態が生じた場合、その理由について説明すること。

(添付資料省略)

#### (5) 補充意見書3

審査請求人から補充意見書3が当審査会宛てに提出(平成28年2月12日)された。(諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。)

#### (6) 補充意見書4

本件は、労災申請に反対し事業主証明印を拒否した事業主に対し、労基署調査官が、労働者が提出した労災申請書や労災発生状況意見書のコピーを、本人に許可なく調査の冒頭で事業主に提供して行われた労災審査資料の開示を求めるものです。

調査官はその後も、労働者が提出した資料や意見書を、事業主や聴取対象者に閲覧させて反論を聞き取る形の聴取を行った上に、不支給結果を本人に知らせる以前に、事業主や第三者の特定事業場y及び特定事業場yの関連会社特定事業場Yに通知したことが明らかになっています(資料1)。

以上を前提に、諮問庁の理由説明書の「2 理由」に記されている法の解釈・適用について反論し、意見を補充致します。

ア 法14条2号ただし書(人の生命、健康、生活)の無視について

【理由イ不開示情報該当性(ア) a及びb : 「法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない」に対して】

諮問庁は、イ(ア) a及びbに記載された資料について、「同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない」としているが、その理由は何も述べていない。

しかし、労災認定の是非は「人の生命、健康、生活」に関わるものであることは労基法・労災保険法の規定から明らかである。したがって、本件資料が、同条2号ただし書口の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当することは必定である。

したがって、労災審査において収集された資料は請求人本人に対して「原則公開すべき」であり、「原則公開」という基本的考えのもとで、個々の資料に記されている「審査と関係のない第三者」の個人名や住所などの個人情報のみを、部分的に黒塗りにして開示することが正しい開示方法である。

また、制度上、不支給結果に不服の場合、請求人は、労災審査官・労災審査会に不服審査請求することができ、更に不服の場合は行政訴訟を提訴することが可能な法構成となっている。そして、不服審査請求する際には、不支給となった理由、並びに証拠（＝不支給結果をもたらした諸資料、すなわち本件資料）を知ることが不可欠である。よって本件資料は、同条2号ただし書イの「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」にも該当する。

したがって、諮問庁は法15条（部分開示）1項・2項に基づき、「審査と関係のない第三者」の個人名等が識別できない範囲で部分的に黒塗りにすれば足りるのであって、本件のように全面黒塗りにすることは法の主旨に反している。また、仮に法14条2号ただし書に該当しない場合で、あっても、諮問庁は請求人の権利・利益を保護する観点から、法16条に抛り裁量的に開示すべきである。

私は、審査と関係のない第三者の個人名、住所、電話番号等の開示まで求めているわけではなく、本件のように全面黒塗りとするのは明らかに過剰であり、労災申請した労働者の権利を著しく侵害している。

イ 法14条3号ただし書（人の生命、健康、生活）の無視について

【理由イ不開示情報該当性（イ）：「当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」に対して】

【理由イ不開示情報該当性（ウ）：「行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提出されたものであって、当該事業場における通例として開示しないこととされている」に対して】

不開示情報該当性イ及びウに記された各資料について、諮問庁は法14条3号イ、ロに該当すると言うが、3号ただし書は、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」と記されている。

労災認定の是非が「人の生命、健康、生活」に関わることは明らかであるから、本件資料がただし書に該当することは必定である。

諮問庁は、イ及びウの各資料がただし書に該当することを無視しており、不開示理由として失当である。

ウ 抽象的な「おそれ」は主観に属し、不開示理由たり得ない

【理由イ不開示情報該当性（ア） b：「被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある」に対して】

【理由イ不開示情報該当性（イ）：「当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」に対して】

【理由イ不開示情報該当性（エ） a：「被聴取者が心理的に大きな影響を受け、～を躊躇し、～といった事態が発生し、～客観的申述を得ることが困難になるおそれがある」に対して】

諮問庁は、「イ 不開示情報該当性について」の（ア） b，（イ），（エ） a に記された各資料の不開示理由として、上記のような「おそれ」があると主張する。しかしその内容は抽象的であり、「おそれ」の具体的内容については何も述べていない。

「おそれ」とは諮問庁の主観に属する内容である。最高裁は文書提出を拒む国・労基署側が理由とする「おそれ」について、次のように判断している。

『民訴法 220 条 4 号ロにいう「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」とは、単に文書の性格から公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずる抽象的なおそれがあることが認められるだけでは足りず、その文書の記載内容からみてそのおそれの存在することが具体的に認められることが必要である。』

（平成 17 年 10 月 14 日、災害調査復命書の文書提出命令に関する最高裁第三小法廷決定）

すなわち、諮問庁が「おそれ」を理由に挙げる以上、抽象的な「おそれ」ではなく、本件に則して、かつ資料毎に、「おそれ」が存在する理由を具体的に示す必要があるのである。

労災保険制度を規定する労基法・労災保険法の法趣旨は「労働者保護」であり、労災認定の是非は「人の生命、健康、生活」に関わるものであるから、請求人には不支給理由を知る権利がある（それは諮問庁も認めるところである）。また、労災調査官は「被災者や遺族の請求により、関係者からの聴き取り・実地調査・医学的意見の収集などの必要な調査を行」うのであるから（資料 2：労基署パンフレット）、収集された資料は請求人の利益のために活用されてしかるべき性格のものである。

以上述べた理由により、諮問庁が「おそれ」を理由に不開示とする以上、資料毎に「おそれ」が存在する理由並びにその証拠を具体的に示さなければならず、それが示されていない以上、諮問庁の言う「おそれ」は単なる主観に過ぎないものであって、不開示理由とし

て失当である。諮問庁が「おそれ」を感じれば、全て不開示になり兼ねないからである。

エ 労災調査官は労災保険法により命令権限を付与されていること

【理由イ不開示情報該当性（ウ）：「行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提出されたもの」に対して】

【理由イ不開示情報該当性（エ）b：「守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、協力を躊躇させることとなり、～必要な事実関係を把握することが困難となる。～事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」に対して】

（ア）労災調査官の法的権限

調査官は、「事業主の信頼」や「理解と協力」により、事業場実地調査や資料の収集を行っているのではない。諮問庁は法14条7号を引用し、開示すれば行政機関の「事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」等々と述べるが、調査官の権限は、労災保険法46～48条に明確に規定されており、同条に基づいて調査を行っていることは言うまでもない（諮問庁は、常々その旨の通達を発し、労災隠しが蔓延しないよう指示している）。

『第46条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者を使用する者（中略）に対して、この法律の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

第48条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に、適用事業の事業場（中略）に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。』

同条が資料収集や事業場実地調査の法的根拠であり、事業主がこれに従わず、また虚偽の報告をした場合は、同法51条により「6月以下の懲役又は30万円以下の罰金」刑が規定されている。

『第46条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

2 第48条第1項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合』（51条抜粋）

このように、調査官は、立ち入り調査権、質問権、文書提出命令権等が同法により付与されており、「事業主の信頼」や「理解と協力」により資料を収集するのでない。調査官は、同法に基づき、常



に調査官証を示した上で、事業場実地調査を行っており、諮問庁の不開示理由は失当この上ない。仮に、このような強制命令権によらないのであれば、世に「労災隠し」がはびこること必定である。

#### (イ) 労災調査官の任務

労基法・労災保険法の立法趣旨は労働者の保護、労働者の福祉の増進等である以上（1条）、「労災補償行政に対する信頼」は、申請した労働者の権利・利益がどう守られたかが第1であることは言うまでもない。

また、労災保険法46～48条は、調査官の権限と共に任務も規定するものである。

厚生労働省によれば、調査官は、「労災補償の請求を行っても、その疾病と業務との因果関係の証明が困難であったり、その証明に大きな負担を伴う（中略）被災労働者やその家族を救済するという立場」（資料3：労働省労働基準局補償課編「上肢作業に基づく疾病の労災認定基準の解説」23，65頁）で、「文字通りの立証責任を被災労働者に課すとすれば補償を受ける権利の実態を損なうおそれがあることから、（中略）雇用関係、作業歴、疾病の発症状況等請求理由に係る最小限度の疎明があれば、行政機関において補足的な調査を行う」（資料4：労働省労働基準局発「基発第157号通達、業務上疾病の認定事務手引」9頁）こととされている。前記の労基署パンフレットは、このことを簡潔に表現したものである。

すなわち、調査官は、労基法並びに労災保険法の法趣旨である「労働者保護」の立場から、労働者が立証できない事項に関して「補足的な調査」を行うのであり、その目的を遂行するために、労災保険法46～48条が調査官に種々の権限を付与していることは言うまでもない。

したがって、労働基準監督署に対する国民の信頼は、労働者の権利・利益を守るために何をしたかが第1であり、事業主等の信頼は二義的なものにすぎない

したがって、労災審査に関わる個人情報の開示に当たっては、あくまで、請求人の不支給理由を知る権利、不服申立ての際の便宜が顧慮されるべきであり、本件のように、事業主が「労災申請するなら受けて立つ」と脅迫し、「事業主証明拒否」をした場合は、なおさらである（特定事業場Yの関連会社・特定事業場Yも、請求人に対して「120日後に退職だ」と退職強要を行った会社である：資料5）。そのような事業主は、労基署への「信頼」や「理解と協力」に基づいて資料を提出するのではなく、監督署が強制命令権を有しているため、資料の提出や事業場調査に応じざるを得ないのが

通常である。

以上、諮問庁が挙げる理由は、労基署調査の法的根拠という本質から外れた俗論であると共に、事業主の実態を何ら把握しておらず、取って付けた理由に過ぎない。

オ 諮問庁の主張の正しさを証明する証拠の提出を求める

【理由イ不開示情報該当性（ウ）：「行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提出されたもの」に対して】

【理由イ不開示情報該当性（エ）b：「守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたもの」に対して】

諮問庁は、不開示情報該当性（ウ）及び（エ）bについて、「開示しないとの条件で任意に提出されたもの」、「当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたもの」等と主張する。

しかし、（ウ）及び（エ）bの各資料について記載している復命書には、そのことは一切記載されていない。また、各資料の欄外等にもその記載は一切ない。すなわち、諮問庁は、ただ主張しているだけで、その主張を裏付ける資料は一切存在しない。

その様な主張を行う以上、諮問庁は主張の正しさを証明する証拠資料を提出すべきであり、それがなされていない以上、諮問庁の不開示理由は、理由たり得ないのである。

（添付資料省略）

（7）意見書2

審査請求人から意見書2が当審査会宛てに提出（平成29年8月14日）された。（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）

（8）補充意見書5

審査請求人から補充意見書5が当審査会宛てに提出（平成29年8月14日）された。（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

（1）諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表の4欄「不開示を維持する部分」に掲げる情報については、不開示理由について、法14条3号イを加え、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（2）理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が行った労災保険審査請求について、労災保険審査官が決定を行うに当たって収集した資料一式である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号の不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号7、22の②、23、27、29の②、34、47の①、52ないし56、58、59、61、63、65、67、69、71、73及び75の不開示部分は、審査請求人以外の氏名など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号47の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が、審査請求人が行った労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号7、22の①ないし23、25、27、29の①、29の②、35、49、52ないし56、58、59、61、63、65、67、69、71及び73の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、当該情報は、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条3号ロの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号7、22の①ないし23、25、27、29の①、29の②、35、49、52ないし56、58、59、61、63、65、67、69、7

1及び73の不開示部分は、当該事業場が一般に公にしていな内部情報である。これらの情報については、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号口に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(エ) 法14条7号柱書きの不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号47の②通番81の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が、審査請求人が行った労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容である。これらの聴取内容が開示された場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念されることについては上記ア（ア）で既に述べたところである。

これらの情報を開示することにより、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあることから、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条7号柱書きの不開示情報に該当し、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号22の①ないし23, 25, 27, 29の①, 29の②, 35, 49, 52ないし56, 58, 59, 61, 63, 65, 67, 69, 71及び73の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていな内部情報である。このため、これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることについては上記イで既に述べたところである。

これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報が開示された場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂

行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成27年3月24日付け厚生労働省発基0324第2号により諮問した平成27年（行個）諮問第57号に係る諮問書理由説明書につき、以下のとおり補充して説明するとともに、同理由説明書別表について修正等を行う。

(1) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号

対象文書29の不開示部分のうち、メールアドレスの部分、また、対象文書35及び対象文書49の不開示部分のうち、人影の部分については、個人に関する情報であって請求者以外の特定個人を識別することができるものであることから、法14条2号に該当するため、不開示とすることが妥当である。

(2) 理由説明書別表の修正等について

理由説明書別表のうち、文書番号29、35及び49に係る部分について、以下の表のとおり追加・修正する。

文書番号	号証番号	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報 (法14条該当号)			
				2号	3号 イ	3号 ロ	7号
29	乙24	B氏休暇 経緯	① 1頁ないし4頁の不開示部分の全て	○	○	○	○
			② 5頁及び6頁の不開示部分の全て	○	○	○	○
35	乙32	事業場に	1頁ないし	○	○	○	○

		係る写真	11頁の不 開示部分の 全て				
49	乙64	聴取書等	17頁及び 18頁の不 開示部分の 全て	○	○	○	○

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年3月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月8日 審議
- ④ 同月27日 審査請求人から意見書1及び資料を收受
- ⑤ 同年10月6日 審査請求人から補充意見書1及び資料を  
收受
- ⑥ 平成28年2月1日 審査請求人から補充意見書2及び資料を  
收受
- ⑦ 同月12日 審査請求人から補充意見書3及び資料を  
收受
- ⑧ 同月15日 審査請求人から補充意見書4及び資料を  
收受
- ⑨ 平成29年7月27日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本  
件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑩ 同年8月1日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑪ 同月14日 審査請求人から意見書2及び資料を收受
- ⑫ 同日 審査請求人から補充意見書5及び資料を  
收受
- ⑬ 同月31日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人が平成20年特定月日付で申請した審査請求にかかわる全ての書類」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書76に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号口及び7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めているところ、諮問庁

は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、不開示理由に法14条3号イを追加した上で、別表の4欄に掲げる部分については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するため、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、特定労働者災害補償保険審査官（以下「労災保険審査官」という。）に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起し、原処分前に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について労災保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対して、既に決定書の送付がなされているとのことであった。また、その後、審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ、審査請求人に対し、原処分前にいわゆる事件プリントの送付がなされ、さらに、労働保険審査会による裁決がなされ、審査請求人に対して、既に裁決書の送付もなされているとのことであった。

そうすると、審査請求人は、原処分前に、決定書、事件プリント及び裁決書の記載の内容は承知しているものと認められることから、以下の検討においては、諮問庁から提示された決定書、事件プリント及び裁決書の内容も踏まえることとする。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 別表に掲げる文書7の不開示部分について

当該文書は仮名一覧であり、不開示部分には、病院名、会社名、役職、氏名等が記載されており、当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、法14条2号ただし書該当性について検討すると、当該部分は原処分で開示されている部分及び裁決書から推認できることから、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。同様の理由により、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、審査請求人に開示しないという条件を付することが、当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号並びに3号イ及びロのいずれにも該当せず、開示すべきである。

### (2) 別表に掲げる文書22の不開示部分について

当該文書は、特定事業場の事務業務操作手引書である。

ア 16頁は、信販会社が作成した特定事業場の資金手数料明細書であり、不開示部分には、特定事業場の口座振替の件数、金額及び振替先口座が記載されている。

当該部分は、特定事業場の内部管理情報であって審査請求人が知り得る情報とは認められず、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 17頁は、信販会社が作成した特定事業場の会員に係る振替不能明細書であり、不開示部分には、特定事業場の会員の会員番号、氏名及び口座振替処理における会員識別データが記載されており、20頁は、特定事業場の商品在庫帳であり、不開示部分には、特定月日ごとの各顧客の法人名及び氏名並びに特定事業場への入出庫を示す内容等が記載されている。

当該部分は、特定事業場の内部管理情報であって審査請求人が知り得る情報とは認められず、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号、3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表に掲げる文書23の不開示部分について

当該文書は、発送先リストであり、不開示部分には、会員ごとの会員番号、氏名、住所及び電話番号が記載されており、当該部分は、上記(2)イと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号、3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表に掲げる文書25の不開示部分について

当該文書は特定事業場の就業規則であり、当該事業場に勤務していた審査請求人には知り得る情報であると認められる。

このため、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準行政機関が行う労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。また、同様の理由により、審査請求人に開示しないという条件を付することが、当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。



(5) 別表に掲げる文書 27 の不開示部分について

当該部分は、審査請求人以外の特定の個人の経歴書であり、特定労働基準監督署の受付印を除き全て不開示とされている。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

法14条2号ただし書該当性について検討すると、氏名は、原処分で開示されている部分から推認できることから、審査請求人には知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準行政機関が行う労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。また、審査請求人に開示しないという条件を付することが、当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって、当該部分のうち、氏名は、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

その余の部分については、同条2号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。法15条2項による部分開示について検討すると、氏名を開示すべきとしていることから部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及びロ並びに7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 別表に掲げる文書 29 の不開示部分について

ア 1頁ないし4頁の不開示部分（下記イを除く。）は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に対する処分に当たり、審査請求人以外の個人に係る休暇の経緯等について報告を求めた内容及びこれに関する特定事業場からの提出資料である。

これを開示すると、特定事業場や関係者が労災認定の調査への協力をちゅうちょし、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、労働基準行政機関が行う労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問庁の主張は首肯できる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号並びに3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 3頁5行目4文字目ないし最終文字、4頁4行目5文字目ないし最終文字及び5行目21文字目ないし最終文字は、審査請求人以外の個人のメールアドレスである。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及びロ並びに7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 5頁及び6頁は、特定事業場から提出された文書であり、これらの文書が特定事業場から提出されたことは、審査請求人の知り得ることではなく、これを開示すると、特定事業場の事業者を始めとする各事業者が、労働基準行政機関に対する関係資料の提出等に非協力的となり、労働基準行政機関が行う労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号並びに3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(7) 別表に掲げる文書34の不開示部分について

ア 2頁は特定事業場Zの組織図であり、3頁は同事業場の座席配置図であり、不開示部分は、審査請求人以外の個人の氏名であり、上記(6)イと同様の理由により、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 11頁の不開示部分は、審査請求人以外の個人の名刺であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、法14条2号ただし書該当性について検討する。

(ア) 当該名刺に記載されている事業場は、審査請求人の当時の勤務先であることから、以下の(イ)を除く部分は、審査請求人の知り得る情報であると認められ、法14条2号ただし書イに該当する。

(イ) 各役職名、氏名、直通電話番号及びメールアドレスについては、審査請求人の当時の勤務先であっても当該個人の氏名等を知り得るとまではいえず、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、部分開示の余地もない。

したがって、当該部分のうち、各役職名、氏名、直通電話番号及びメールアドレスは法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当であるが、その余の部分は同号ただし書イに該当し、開示すべきである。

(8) 別表に掲げる文書 35 の不開示部分について

文書 35 は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に対する処分に当たり、審査請求人の勤務していた事業場を撮影した写真である。

ア 人影及び印影に係る部分

(ア) 文書 35 の 1 頁ないし 3 頁の各下部、4 頁の上部、5 頁の下部、10 頁及び 11 頁の各中央部ないし左側には、審査請求人以外の人影が写っていることが認められる。

a このうち、文書 35 の 5 頁の下部、10 頁の右側一列目、10 頁の右側から二列目の上から数えて 2 人目及び 3 人目、10 頁の右側から四列目の上から数えて 2 人目、10 頁の右側から六列目の正面を向いている者並びに 11 頁の手前から二列目の右側から 4 名の人影は、法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、同条 3 号イ及びロ並びに 7 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b その余の人影は、審査請求人以外の個人に関する情報ではあるが、写真に写っている人物は顔が写っていないなど、格別の特徴は認められないことから、特定の個人を識別することができる情報ではなく、これを開示しても、審査請求人以外個人の権利利益を害するおそれ、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準行政機関が行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、また、同様の理由により、審査請求人に開示しないという条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって、その余の人影は、法 14 条 2 号、3 号イ及びロ並びに 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 文書 35 の 6 頁及び 7 頁は、特定年月日の入出金伝票のつづりを撮影した写真であり、各入出金伝票の左下部には印影が認められる。

当該部分は、いずれも審査請求人以外個人の個人に関する情報ではあるが、判別不能であることから、特定の個人を識別することができる情報ではなく、上記 (ア) b と同様の理由により、法 14 条 2 号、3 号イ及びロ並びに 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ その他の部分

当該写真に撮影されている事業場は、審査請求人が勤務していた事業場であることから、その余の部分は、審査請求人の知り得る情報であると認められ、上記ア（ア）bと同様の理由により、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(9) 別表に掲げる文書47の不開示部分について

ア 文書47の①の不開示部分は、審査請求人以外の個人の氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 文書47の②の不開示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に対する処分に当たり、審査請求人以外の個人から聴取した内容が記載されている。

これを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等をおそれ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準行政機関が行う労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(10) 別表に掲げる文書49の不開示部分について

当該部分のうち、17頁は文書35の11頁と同一の写真であり、18頁は文書35の10頁と同一の写真である。

ア 人影に係る部分

17頁の手前から二列目の右側から4名、18頁の右側一列目、18頁の右側から二列目の上から数えて2人目及び3人目、18頁の右側から四列目の上から数えて2人目、18頁の右側から六列目の正面を向いている者の人影は、上記(8)ア（ア）aと同様の理由により、法14条2号に該当し、同条3号イ及びロ並びに7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

その余の人影は、上記(8)ア（ア）bと同様の理由により、法1

4条2号, 3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず, 開示すべきである。

イ その余の部分

当該写真に撮影されている事業場は, 審査請求人が勤務していた事業場であることから, その余の部分は, 審査請求人の知り得る情報であると認められ, 上記(8)イと同様の理由により, 法14条2号, 3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず, 開示すべきである。

(11) 別表に掲げる文書52ないし文書56の不開示部分について

文書52及び文書53は会員登録受付簿であり, 文書54及び文書55は追加注文受付簿であり, 文書56は解約受付簿である。

当該不開示部分には, 受付番号の順に, 特定事業場における各会員の会員番号, 氏名, 法人名及び各会員に関連する情報(氏名の右側の注文商品を示す記号, 都道府県名, 丸印, 丸数字, 当該会員の解約, 中止又は資格喪失の別, 解約月等)が記載されている。

ア このうち, 各会員の会員番号, 氏名及び法人名(会員名欄の右欄に記載されているものを含む。)は, 当該事業場の顧客情報そのものであり, 顧客情報は, 事業を営む者にとって経営の要ともいえる機密情報であり, その内容から経営状態, 信用度合い, 経営戦略等, 事業に関わる様々な内容を把握し得るものであると認められる。このため, これを開示すると, 特定事業場の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって, 各会員の会員番号, 氏名及び法人名(会員名欄の右欄に記載されているものを含む。)は, 法14条3号イに該当し, 同条2号, 3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

イ その余の部分のうち各会員に関連する情報については, 当該情報それ自体は, 一般的・抽象的記載にすぎず, 具体的かつ詳細な労務管理情報などの内部管理情報であるとまではいえず, また, 当該情報だけでは当該事業場の会員たる個人名及び法人名を特定することができる情報であるとも認められない。

このため, これを開示しても, 特定事業場の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ, 労働基準行政機関が行う労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。また, 審査請求人に開示しないという条件を付することが, 当該情報の性質, 当時の状況等に照らして合理的であるとは認められない。

また, 各会員に関連する情報以外の部分は, 審査請求人以外の個人

に関する情報ではあるが、特定の個人を識別できる情報ではなく、これを開示しても、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(12) 別表に掲げる文書58、文書61、文書63、文書65、文書67、文書69、文書71及び文書73の不開示部分について

当該各文書は、特定事業場の会員登録に係る入力作業を請け負った取引先事業場からの入力作業に係る不明分の問合せ表であり、不開示部分は、①ファクシミリの発信者、受信者及び取引先担当者の氏名並びに印影、②表の種類欄、会員番号欄(会員No.欄)、伝票種別欄、氏名欄(会員名欄)、不明点欄、回答欄及び済印欄、③文書58の2頁の特定会員の種類、会員番号、氏名、電話番号及び不明点である。

ア 文書58、文書61、文書63及び文書65のファクシミリの発信者及び受信者の氏名は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、法14条2号ただし書該当性について検討すると、当該部分は原処分で開示されている部分から推認できることから、審査請求人には知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。同様の理由により、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準行政機関が行う労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。また、審査請求人に開示しないという条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 文書58、文書63及び文書65のファクシミリの発信者の印影は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及びロ並びに7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 文書67、文書69、文書71及び文書73の取引先担当者の氏名

は、原処分で開示されている部分から推認できることから、審査請求人には知り得る情報であると認められ、上記アと同様の理由により、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

エ 文書58、文書61、文書63及び文書65の種類欄には、新規会員又は追加会員の別及び受付番号が記載されている。

当該部分は、原処分と同様の部分が開示されていることから、上記アと同様の理由により、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 文書71及び文書73の伝票種別欄は、原処分と同様の部分が開示されていることから、上記アと同様の理由により、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 文書58、文書61、文書63、文書65、文書67、文書69、文書71及び文書73の会員番号欄（会員No.欄）のうち、会員番号は、上記(11)アと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号、3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

キ 文書58、文書61、文書63、文書65、文書67、文書69、文書71及び文書73の氏名欄（会員名欄）のうち、法人名及び氏名は、上記(11)アと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号、3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ク 文書58、文書61、文書63、文書65、文書67、文書69、文書71及び文書73の不明点欄のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、会員番号、氏名、法人名、口座番号、口座名義及び支払金融機関名であり、上記(11)アと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号、3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ケ 文書58、文書61、文書63、文書65、文書67、文書69、文書71及び文書73の回答欄のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、会員番号、氏名、法人名、電話番号、口座番号及び支払金融機関名であり、上記(11)アと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号、3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

コ 文書58の2頁の不開示部分のうち、会員番号、氏名及び電話番号は、上記(11)アと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号、3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開

示とすることが妥当である。

サ その余の部分は、会員登録の入力作業に係る事務的な照会事項、これに対する回答等の記載にすぎず、上記（１１）イと同様の理由により、法１４条２号、３号イ及びロ並びに７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（１３）別表に掲げる文書５９の不開示部分について

当該文書のうち１頁は会員登録申請書であり、２頁及び３頁は変更届である。

ア 文書５９の１頁の不開示部分のうち、①申請者欄には、会員登録申請者の会員番号、氏名、印影、生年月日、住所、電話番号及びＦＡＸ番号が、②商品の注文欄には、注文商品の数量及び金額が、③紹介者欄には、紹介者の会員番号、氏名及び電話番号が、④預金口座振替依頼書等の振込先欄には、金融機関・支店名、金融機関・支店コード名、口座名義及び口座番号が記載されている。

このうち、商品の注文欄における数量欄及び合計欄の不開示部分は、上記（１１）イと同様の理由により、法１４条２号、３号イ及びロ並びに７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

その余の部分は、上記（１１）アと同様の理由により、法１４条３号イに該当し、同条２号、３号ロ及び７号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 文書５９の２頁及び３頁の不開示部分には、特定会員の会員番号、氏名、印影、生年月日、電話番号、ＦＡＸ番号、住所及び口座番号が記載されており、上記（１１）アと同様の理由により、法１４条３号イに該当し、同条２号、３号ロ及び７号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（１４）別表に掲げる文書７５の不開示部分について

当該不開示部分は、１頁の「診療報酬明細書（写）の交付依頼に係る回答書」の審査請求人以外の個人の氏名等であり、法１４条２号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

次に、法１５条２項の部分開示について検討すると、３文字目及び４文字目は個人識別部分であり、部分開示の余地はない。しかしながら、１文字目及び２文字目は本件担当者であることを示す普通名詞であり、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報は記載されておらず、これを開示しても、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれは認められない。

したがって、当該部分は、３文字目及び４文字目は法１４条２号に該



当し、不開示とすることが妥当であるが、1文字目及び2文字目は、同号に該当せず、開示すべきである。

### 3 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、審査請求書、意見書1及び補充意見書4において、法14条2号並びに3号イ及びロ該当性について、審査請求人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であり、同条2号ただし書ロ又は3号ただし書に該当すると主張する。

しかしながら、当該不開示情報を審査請求人に開示することについて、当該部分を不開示とすることにより保護される利益を上回る開示の必要性があるとは認められないことから、当該主張を採用することはできない。

- (2) 審査請求人は、補充意見書4において、法16条による裁量的開示をすべきである旨主張している。

しかしながら、上記2において、不開示情報に該当すると判断した部分については、これを開示しないことにより保護される利益を上回る、個人の権利利益を保護するための特段の必要性があるとは認められないことから、法16条による裁量的開示をしなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があると認めることはできない。

- (3) 審査請求人は、労働保険審査会から提供された再審査請求の文書と原処分（審査請求）で開示された文書の枚数に相違がある旨を主張する。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、「労災保険審査請求について、労災保険審査官は、審理に当たり、証拠として採用したものを審査資料として扱うことになるが、労災保険の支給（不支給）決定を行った労働基準監督署から提出された資料のうち、重複している資料や事業主への通知等、審理に必要がなく、労災保険審査官が証拠採用しなかった資料等があるため、労働基準監督署の調査資料とは枚数が異なるものもある。再審査機関である労働保険審査会においても同様である。したがって、保険給付に関する審査請求と再審査請求において、資料が異なる場合があり得るものである」とのことであった。

諮問庁の当該説明を覆すに足る事情は認められないから、審査請求人の上記主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

- (4) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号ロ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部

分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文書 番号	2 号証 番号	3 対象文 書名	4 不開示を 維持する部分	5 不開示情報（法14 条該当号）				6 開示すべ き部分
				2号	3号 イ	3号 ロ	7号 柱書 き	
1	—	労働保険審 査請求書等	なし	—	—	—	—	—
2	—	審査請求の 受理につい て等	なし	—	—	—	—	—
3	丙1	新たな証拠 の裏付け証 拠・関係資 料等の提出 の有無並び に口頭によ る意見陳述 もしくは意 見書の提出 の有無につ いて	なし	—	—	—	—	—
	丙2	新たな証拠 の裏付け証 拠・関係資 料等の提出 の有無並び に口頭によ る意見陳述 もしくは意 見書の提出 の有無につ いて（回 答）	なし	—	—	—	—	—
4	丙3	聴取書	なし	—	—	—	—	—
5	—	来庁要求通	なし	—	—	—	—	—

		知書等						
6	—	労働者災害補償保険法38条1項の規定による審査請求事件の決定について	なし	—	—	—	—	—
7	—	仮名一覧	2行目ないし5行目及び7行目ないし21行目の不開示部分	○	○	○		全て
8	—	決定書等	なし	—	—	—	—	—
9	甲1	審査請求意見書	なし	—	—	—	—	—
10	甲2	意見書	なし	—	—	—	—	—
11	甲3	意見書に添付された参考文献1	なし	—	—	—	—	—
12	甲4	同参考文献2	なし	—	—	—	—	—
13	—	審査請求に係る意見書の提出について	なし	—	—	—	—	—
14	—	意見書	なし	—	—	—	—	—
15	乙1	療養の給付請求書	なし	—	—	—	—	—
	乙2	療養補償給付不支給決定通知	なし	—	—	—	—	—
	乙3	休業補償給付支給請求書	なし	—	—	—	—	—
	乙4	休業支給決定決議書	なし	—	—	—	—	—

	乙5	休業補償給付等不支給決定通知	なし	-	-	-	-	-
	乙6	休業補償給付支給請求書	なし	-	-	-	-	-
	乙7	休業支給決定決議書	なし	-	-	-	-	-
	乙8	休業補償給付等不支給決定通知	なし	-	-	-	-	-
16	乙9	実地調査復命書等	なし	-	-	-	-	-
17	乙10	事業場実地調査復命書	なし	-	-	-	-	-
18	乙11	「(審査請求人)氏」と題する文書	なし	-	-	-	-	-
19	乙12	診断書	なし	-	-	-	-	-
	乙13	診断書	なし	-	-	-	-	-
20	乙14	出勤簿	なし	-	-	-	-	-
21	乙15	会社沿革・会社案内	なし	-	-	-	-	-
22	乙16	事務業務操作手引書	①16頁の不開示部分の全て		○	○	○	なし
			②17頁及び20頁の不開示部分の全て	○	○	○	○	なし
23	乙17	発送先リスト	不開示部分の全て	○	○	○	○	なし
24	乙18	事務室内写真	なし	-	-	-	-	-

25	乙 19	就業規則	2頁ないし10頁の不開示部分の全て		○	○	○	全て
26	乙 20	会社登録申請書	なし	-	-	-	-	-
	乙 21	追加注文書	なし	-	-	-	-	-
27	乙 22	経歴書等	2頁及び3頁の不開示部分の全て	○	○	○	○	氏名
28	乙 23	会社追加資料	なし	-	-	-	-	-
29	乙 24	B氏休暇経緯	①1頁ないし4頁の不開示部分の全て	○	○	○	○	なし
			②5頁及び6頁の不開示部分の全て	○	○	○	○	なし
30	乙 25	事業場実地調査復命書	なし	-	-	-	-	-
31	乙 26	賃金台帳	なし	-	-	-	-	-
32	乙 27	個人情報シート	なし	-	-	-	-	-
33	乙 28	診断書・意見書	なし	-	-	-	-	-
	乙 29	診断書	なし	-	-	-	-	-
	乙 30	診断書	なし	-	-	-	-	-
	乙 31	診断書	なし	-	-	-	-	-
34	乙 32	作業内容及び組織図等	2頁「1班」及び「2班」の労働者氏名3頁4行目,6行目ないし	○				11頁(役職名,氏名,直通電話番号及びメールアドレスを除く。

			8行目の不開示部分 11頁の不開示部分の全て					)
35		事業場に係る写真	1頁ないし11頁の不開示部分の全て					以下の人影を除く全て ・5頁の下部 ・10頁の右側一列目 ・10頁の右側から二列目の上から数えて2人目及び3人目 ・10頁の右側から四列目の上から数えて2人目 ・10頁の右側から六列目の正面を向いている者 ・11頁の手前から二列目の右側から4名の人影
36	乙 33	自己意見書	なし	-	-	-	-	-
	乙 34	自己意見書	なし	-	-	-	-	-
	乙 35	自己意見書	なし	-	-	-	-	-
	乙 36	自己意見書 添付の資料 1	なし	-	-	-	-	-
	乙 37	自己意見書 添付の資料	なし	-	-	-	-	-

		2						
37	乙 38	「作業の訂 正につい て」及び 「業務分 担」と題す る文書	なし	-	-	-	-	-
	乙 39	「腰痛や頸 肩腕障害が 起きる職場 環境につい て」と題す る文書	なし	-	-	-	-	-
	乙 40	「毎日の発 送作業の履 歴」と題す る文書	なし	-	-	-	-	-
	乙 41	「C特定役 職につい て」と題す る文書	なし	-	-	-	-	-
	乙 42	特定事業場 社内写真	なし	-	-	-	-	-
	乙 43	在庫帳簿に ついて	なし	-	-	-	-	-
	乙 44	郵便・F A X注文の相 違先につい て	なし	-	-	-	-	-
38	乙 45	「特定事業 場××口座 引落データ 処理につい て」と題す る文書	なし	-	-	-	-	-
39	乙 46	商品発送先 リスト	なし	-	-	-	-	-



40	乙 47	「特定事業場xからのチェック」と題する文書	なし	-	-	-	-	-
	乙 48	「コミッションの作業月1回」と題する文書	なし	-	-	-	-	-
	乙 49	「特定事業場zの在庫確認」と題する文書	なし	-	-	-	-	-
	乙 50	「中止口と解約口処理について」と題する文書	なし	-	-	-	-	-
41	乙 51	特定商品価格表	なし	-	-	-	-	-
42	乙 52	自己意見書	なし	-	-	-	-	-
	乙 53	自己意見書	なし	-	-	-	-	-
	乙 54	自己意見書	なし	-	-	-	-	-
	乙 55	自己意見書	なし	-	-	-	-	-
	乙 56	団体交渉の記録	なし	-	-	-	-	-
	乙 57	自己意見書	なし	-	-	-	-	-
43	乙 58	月刊担当別一覧	なし	-	-	-	-	-
44	乙 59	「Bさんが腰痛休業後	なし	-	-	-	-	-

		に私1人で 行った業務 の帳票」と 題する文書						
45	乙 60	聴取書等	なし	-	-	-	-	-
46	乙 61	聴取書等	なし	-	-	-	-	-
47	乙 62	聴取書等	①25頁1行 目	○				なし
			②25頁5行 目ないし13 行目	○			○	なし
48	乙 63	聴取書等	なし	-	-	-	-	-
49	乙 64	聴取書等	17頁及び1 8頁の不開示 部分の全て	○	○	○	○	以下の人影を 除く全て ・17頁の手 前から2列目 の右側から4 名 ・18頁の右 側一列目 ・18頁の右 側から二列目 の上から数え て2人目及び 3人目 ・18頁の右 側から四列目 の上から数え て2人目 ・18頁の右 側から六列目 の正面を向い ている者
50	乙	聴取書等	なし	-	-	-	-	-

	6 5							
5 1	乙 6 6	聴取書等	なし	-	-	-	-	-
5 2	乙 6 7	会員登録受 付簿①	2 2 頁左側 4 行目, 2 8 頁 左側 1 1 行目 及び 1 2 行 目, 3 1 頁左 側 9 行目及び 1 0 行目の記 載を除く不開 示部分の全て	○	○	○	○	会員番号, 氏 名及び法人名 を除く全て
5 3		会員登録受 付簿②	4 頁右側 4 行 目 及び 5 行 目, 8 頁右側 7 行目, 1 0 頁左側 9 行目 の記載を除く 不開示部分の 全て	○	○	○	○	会員番号, 氏 名及び法人名 を除く全て
5 4		追加注文受 付簿①	不開示部分の 全て	○	○	○	○	会員番号, 氏 名及び法人名 を除く全て
5 5		追加注文受 付簿②	2 0 頁左側 4 行目の記載を 除く不開示部 分の全て	○	○	○	○	会員番号, 氏 名及び法人名 を除く全て
5 6		解約受付簿	不開示部分の 全て	○	○	○	○	会員番号, 氏 名及び法人名 を除く全て
5 7	乙 6 8	ファクシミ リ送付の案 内①	なし	-	-	-	-	-
5 8		問い合わせ 表①	不開示部分の 全て	○	○	○	○	・ファクシミ リの発信者の 氏名 ・1 頁の種類

								欄 ・ 1 頁の不明点欄の 1 段目 1 行目 5 文字目ないし 2 行目及び 2 段目 ・ 1 頁の回答欄 ・ 1 頁の済印欄 ・ 2 頁の 1 行目 1 文字目ないし 7 文字目 ・ 2 頁の 2 行目及び 3 行目の各 1 2 文字目 ・ 2 頁の 3 行目 1 6 文字目ないし最終文字
5 9	会員登録申請書等	不開示部分の全て	○	○	○	○	○	商品の注文欄における数量欄及び合計欄
6 0	ファクシミリ送付の案内②	なし	-	-	-	-	-	-
6 1	問い合わせ表②	不開示部分の全て	○	○	○	○	○	・ ファクシミリの発信者の氏名 ・ 種類欄 ・ 会員番号欄及び氏名欄の各 2 段目 ・ 氏名欄の 5 段目及び 6 段目の各 5 文字

								目 ・ 不明点欄 ・ 回答欄の 4 段目及び 5 段目 ・ 済印欄
6 2		ファクシミリ送付の案内③	なし	-	-	-	-	-
6 3		問い合わせ表③	不開示部分の全て	○	○	○	○	・ ファクシミリの発信者及び受信者の氏名 ・ 種類欄 ・ 氏名欄の 3 段目の 5 文字目 ・ 不明点欄の 1 段目及び 2 段目 ・ 不明点欄の 3 段目 1 行目及び 2 行目 5 文字目ないし最終文字 ・ 不明点欄の 4 段目 1 行目, 2 行目 1 文字目及び 4 文字目ないし最終文字 ・ 不明点欄の 5 段目 ・ 不明点欄の 6 段目 1 行目及び 2 行目 5 文字目ないし

								最終文字 ・不明点欄の 7 段目及び 8 段目 ・回答欄の 1 段目, 2 段 目, 4 段目, 7 段目及び 8 段目 ・回答欄の 3 段目及び 6 段 目の各 5 文字 目 ・済印欄
6 4	ファクシミリ送付の案内④	なし	-	-	-	-	-	-
6 5	問い合わせ表④	不開示部分の 全て	○	○	○	○	○	・ファクシミ リの発信者の 氏名 ・種類欄 ・会員番号欄 の 1 段目, 2 段目及び 3 段 目の各 1 行目 ・氏名欄の 1 段目, 2 段目 及び 3 段目の 各 6 文字目 ・氏名欄の 4 段目の 4 文字 目 ・不明点欄の 1 段目ないし 3 段目 ・不明点欄の 4 段目 1 行目

								及び2行目8文字目ないし最終文字 ・不明点欄の5段目 ・回答欄 ・済印欄
66		ファクシミリ送付の案内⑤	なし	-	-	-	-	-
67		問い合わせ表⑤	不開示部分の全て	○	○	○	○	・取引先担当者の氏名 ・伝票種別欄 ・不明点欄 ・回答欄
68		ファクシミリ送付の案内⑥	なし	-	-	-	-	-
69		問い合わせ表⑥	不開示部分の全て	○	○	○	○	・取引先担当者の氏名 ・会員名欄の1段目の5文字目 ・伝票種別欄 ・不明点欄の1段目1行目1文字目ないし8文字目及び2行目4文字目ないし最終文字 ・不明点欄の2段目及び3段目 ・回答欄の2段目及び3段目

7 0		ファクシミリ送付の案内⑦	なし	-	-	-	-	-
7 1		問い合わせ表⑦	不開示部分の全て	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引先担当者の氏名</li> <li>・伝票種別欄</li> <li>・会員名欄の3段目の9文字目</li> <li>・不明点欄の1段目1行目1文字目ないし5文字目及び13文字目ないし2行目3文字目</li> <li>・不明点欄の2段目</li> <li>・不明点欄の3段目1行目1文字目ないし6文字目及び2行目12文字目ないし3行目</li> <li>・不明点欄の4段目ないし6段目</li> <li>・回答欄の上部の手書き部分</li> <li>・回答欄の1段目の1行目1文字目ないし6文字目並びに2行目1文字目及び2</li> </ul>



								文字目 ・ 回答欄の 2 段目, 3 段目 及び 6 段目
7 2		ファクシミリ送付の案内⑧	なし	-	-	-	-	-
7 3		問い合わせ表⑧	不開示部分の 全て	○	○	○	○	・ 取引先担当 者の氏名 ・ 伝票種別欄 ・ 不明点欄の 1 段目 1 行目 1 文字目ない し 6 文字目及 び 1 3 文字目 ないし最終文 字 ・ 不明点欄の 2 段目 1 行目 1 文字目ない し 3 文字目, 8 文字目ない し最終文字 ・ 不明点欄の 2 段目 2 行目 6 文字目ない し最終文字 ・ 不明点欄の 3 段目 1 行目 1 文字目ない し 7 文字目 ・ 不明点欄の 3 段目 1 行目 1 2 文字目な いし最終文字 ・ 回答欄の 3 段目

7 4	乙 6 9	意見書の提出について	なし	-	-	-	-	-
	乙 7 0	診療録	なし	-	-	-	-	-
	乙 7 1	意見書の提出について	なし	-	-	-	-	-
	乙 7 2	意見書の提出について	なし	-	-	-	-	-
	乙 7 3	意見書	なし	-	-	-	-	-
	乙 7 4	意見書の提出について	なし	-	-	-	-	-
	乙 7 5	訂正文書	なし	-	-	-	-	-
7 5	乙 7 6	診療報酬明細書（写）の交付依頼に係る回答等	1 頁 1 7 行目	○				1 文字目及び 2 文字目
7 6	乙 7 7	意見書	なし	-	-	-	-	-

（注 1）対象文書には頁番号は付番されていないが、文書 1 ないし文書 7 6 の各 1 枚目以降を各 1 頁等と付番したものを「頁」として記載している。

（注 2）諮問庁の補充理由説明書の内容も反映済み。